

「国連国際物品売買に関する時効条約」に加入すべきか

杉 浦 保 友*

はじめに

1. 本条約についての現況
2. 条約テキスト及び公的注釈
3. 構成
4. 本条約の目的と特徴
5. 適用範囲
6. 時効期間の統一
7. 起算点
8. 時効期間の進行の停止
9. 時効期間の更新
10. 時効期間の延長
11. 時効と合意
12. 時効の援用
13. 時効期間満了の効果
14. 期間満了後の履行
15. 国際的効果

おわりに

はじめに¹⁾

日本の国際商取引の実務家、研究者にとって2009年は特に記念すべき年であった。同年8月1日、ついに日本で国連国際物品売買条約（本稿では「CISG」という）が発効したからである。CISGは現在74カ国が加入しており、文字通り国際物品売買契約についてのグローバル・スタンダードになっている。日本はCISG採択から29年経ってようやくこの国際統一売買法の枠組みを採用したことになる。実務的には日本の主要な貿易相手国はCISG締約国が多いので、日本に営業所を

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第2号2010年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 2010年3月末まで一橋大学法学研究科教授、同年4月1日より日本大学大学院法務研究科教授

1) 本論文は2009年10月23日に行われた釜山大学国際シンポジウムでの筆者の報告に基づいて改めて書き直したものである。

持つ企業は、特にCISGを排除しない限り、この統一法のメリットを受け、外国の裁判所で紛争が処理される場合でも、実体法上どのような救済が受けられるか予見することが可能となった。しかし、売買契約違反で相手方を外国裁判所に提訴したところ、予想外の短期消滅時効が適用されて救済が受けられないというリスクがある²⁾。時効はCISGの対象外であるから、折角のCISGの統一法のメリットが時効の壁に阻まれ画餅に帰す恐れがある。また時間の関係で筆者は確認できなかったが、アフリカの一部の国およびイランでは時効制度そのものがないと言われている³⁾。取引が終わり、すっかり忘れていた頃、突然そのような国の裁判所に呼び出しを受けても、証拠などが散逸して応訴することもできない。多くの外国当事者との間で大量の物品売買を頻繁に繰り返し、効率的な画一的処理が必要な企業からみると、余りにもばらばらな各国の時効に対するアプローチ、時効期間、その他の時効ルールは国際的統一の必要性が大きい⁴⁾。そうした状況の中で、国連国際物品売買に関する時効条約（本稿では「時効条約」という）が既に発効し、時効法の統一が実現しているという事実は重要である⁵⁾。時効条約は、CISGが対象としているものと同じ国際物品売買契約に対して適用されることから、姉妹条約としてCISGと相互に補完しながら国際売買を規律することが予定されている⁶⁾。しかし日本においては時効条約について、その存在すら知らない者が多く、ほとんど関心がないと言って良い⁷⁾。日本についてCISGが発効した

-
- 2) 日本では売買契約代金債権は2年の短期消滅時効である（民173条1号）。これは国際物品売買契約にも適用されるので、外国の売主からみると不当に短いと感じるかもしれない。
 - 3) Firtz Enderlein/Dietrich Maskow, "Commentary on the Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods of 14 June 1994 in the version of Protocol of 11 April 1980"（以下Enderlein注釈という）前文 [1]
 - 4) Hans Smit, "The Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods: UNCITRAL's First Born", 23 American Journal of Comparative Law 1975, P.355. N.6
 - 5) Markus Mueller-Chen, "Commentary on the United Nations Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods" (Schlechtriem-Schwenzer, "Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) 2nd ed" (Oxford)), Introduction II P.957
 - 6) 曾野和明「国際売買に関する二つの条約の発効—時効条約の場合を中心として」(ジュリストNo.912) (1988.7.1) 92頁

こともあり、時効条約に加入すればCISGを時効の面からもサポートすることになる。日本でもっと時効条約は注目されるべきと考える。

ところで日本では現在債権法改正について活発に議論が行われている。この中で時効法の見直しも大きな問題となっており、色々な団体から改正提案がなされている⁸⁾。民法（債権法）改正検討委員会鎌田薫委員長は内田貴法務省参与との対談において、「時効について、世界的な統一への動きが非常に強い領域で、日本の独自性を打ち出そうとしたけれど、EUでの共通時効法とともに国連の時効条約のような世界の流れというものを意識せざる得なかった」と述べておられる⁹⁾。時効条約はCISGと同様に、国内法に直接の影響を与えることなく国際物品売買契約にのみ適用される万民法型の条約であることから、現在日本国内で行われている債権法改正の議論と並行して検討することができる。時効条約について国内時効法の改正の議論の中で単に「意識する」のみならず、実際に加入すべきか否かについても、議題の一つに載せてもらいたいと考える。

本稿においては、まず時効条約の状況と特徴を検討し、次に適用範囲についてCISGとの同一性を論じ、更に民法（債権法）改正検討委員会が意識せざる得なかったという時効条約の実体部分の主な内容を検討する。その上で、問題はあっても当事者の国際物品売買契約の法的な安定性の確保のためには、CISG加入国である日本は率先して時効条約に加入することを検討すべきであるという提案をしたい。

1. 本条約についての現況

時効条約は1974年6月14日、ニューヨークにおいて採択された。設置されて間もない国連商取引委員会（UNCITRAL）の最初の成果である。その後CISGが成立したため、時効条約との整合性を維持するため、1980年ウィーンにおいて修正議定書が採択された。そして時効条約と修正議定書は1988年8月1日に同時

-
- 7) 昨年10月の釜山大学での国際シンポジウムでも、韓国の研究者から韓国でも日本の状況と同じであるというコメントを頂いた。
 - 8) 債権法改正検討委員会のみならず、時効研究会、民法改正研究会などからも見直し・改正提案がなされている。
 - 9) 「民法（債権法）改正検討委員会の審議を終えて」（NBL No.903）（2009.4.15）21頁

に発効済みである。2009年6月現在締約国は28カ国（そのうち8カ国は74年条約のみに加入）である。主要な締約国としては、米国¹⁰⁾、ベルギー、チェコ、スロバキア、エジプト、ハンガリー、ノルウェー、メキシコ、ポーランド、ルーマニア、セルビア、ウクライナ¹¹⁾が含まれる。この中で日本にとって重要な貿易相手国である米国が条約締約国であることが注目される。米国はCISG第95条の留保宣言と同様の趣旨で、米国に営業所を置く企業と非締約国に営業所を置く企業との間の国際物品売買契約について時効条約を適用しないという宣言をしている¹²⁾。従ってCISGでもそうであるように、締約国にならない限り米国との関係では時効条約のメリットは受けられないことになる。

2. 条約テキスト¹³⁾及び公的注釈

1974年の条約については、CISGと異なり Working Group での審議中から注釈が作成された¹⁴⁾。最終的な公式注釈（本稿では「公式注釈」という）は、当時時効条約の起草委員会事務局の曾野和明北海道大学名誉教授が責任者となって作成され、UNCITRALから発表されたものである。この注釈は、広く引用されており、

- 10) 米国の加入理由について ABA Section of International Law and Practice が 1989 年 8 月 House of Delegate に提出した報告書 (Honnold 教授が主筆) (本稿では ABA 報告書という) によると、UCC の時効期間も 4 年であること、原則延長は認めず、時効開始後は延長を認めることや起算点も同じ「請求権が発生した時」(UCC 2-725) であることから受け入れやすいことがある。違いとしては、時効条約では短縮の合意が認められないが、UCC は 1 年まで短縮を認めていること。しかし時効条約でも短期通知期間を契約で合意することで実質的に短縮することもできるし (第 1 条(2))、明示の排除もできる (第 3 条(2)) ので大きな問題でないとして、時効条約加入を推薦している。
- 11) CISG では積極的に加入した西欧諸国がほとんど加入していないことが注目される。理由は不明だが、多くの国で時効は公益に関するもので、強行法であるという警戒感があったこと、最近でこそドイツ、フランスなど時効法を改正して、消滅時効を単純化、短縮化しているものの、それまではローマ法の伝統から 30 年と短期消滅時効の組み合わせによっており、時効条約のようにシンプルに 4 年の短期消滅時効のみという制度との間にはかい離があり過ぎて受け入れられなかったのではないと思われる。
- 12) 時効条約第 36 条 bis (修正議定書第 XII 条)
- 13) 1974 年条約と 1980 年修正議定書テキストは、UNCITRAL の Home Page に掲載されている。
- 14) 公式注釈は <http://www.uncitral.org/pdf/english/yearbooks/yb-1979-e/vol10-p145-173-e.pdf> に掲載されている。また日本語訳は、国際法外交雑誌 87 巻 3 号 (1988.8) に掲載されている。

時効条約に関する論文が少ない中で、高く評価されている¹⁵⁾。公式注釈は条約本文と異なり、法的拘束力はない。しかし時効条約検討の際は必ず参照され、権威がある。また適用の具体例が載っており、分かりやすい。

3. 構成

4部構成となっており、第1部の実質規定には、適用範囲（第1条から第7条）、時効期間および起算点（第8条から第12条）、時効障害（第13条から第21条）、当事者による変更合意（第22条）、時効期間に対する一般的制約（第23条）、時効期間満了の効果（第24条から第27条）、期間計算（第28条と第29条）及び国際的効果（第30条）が規定されている。その後第2部実施規定、第3部宣言および留保および第4部最終条項と続く。全部でも46条の極めて短い構成の条約であり、内容を理解することにさほどの困難はない¹⁶⁾。

4. 本条約の目的と特徴

最初に筆者が考える時効条約の目的と特徴を挙げると次のようなものである。

① 時効期間および時効ルールの統一の実現

国際物品売買契約から生じる請求権に適用される時効期間を短期の4年に一本化した。また国によりばらばらな時効ルールも本条約の統一ルールに置き換えた。1974年の時点でこれが実現したというのは、画期的なことであり、日本の債権法改正案を含め近年の世界各国の時効法改正の先駆になった¹⁷⁾。

② 極めて限定的な対象

各国の国内時効法での対象は消費者の請求権や不法行為の請求権など様々な請

15) 例えば、ABA報告書583頁、Enderlein注釈397頁

16) 松久三四彦北大教授は、時効条約について、「各国法の違いを乗り越え多くの国で批准され得るよう、考え抜かれたシンプルな構成になっている」と評価している（「総括」(NBL No.122) (2008.10) 195頁）。

17) Enderlein注釈第8条[1]および鹿野菜穂子「第6章 ヨーロッパ契約法原則およびユニドロワ国際商事契約原則における時効」(NBL No.122) 183頁。鹿野教授は、時効期間の短期化（4年）、長期の上限期間（10年）という二重期間の大枠、時効期間の進行停止事由（裁判、仲裁、破産・会社更正手続など）、満了延期事由、満了後の履行の返還の不許が目されるとする（脚注(3)）。

求権に対する消滅時効が包括して定められている。しかし、時効条約では、対象を国際物品売買の売主・買主（またはその承継人）が契約またはそれに関連して発生する請求権のみに限定して適用しており、時効期間とは、その請求権行使のために法的手続¹⁸⁾をとり得る期間として¹⁹⁾、極めて狭く定義している。そうすることで対象範囲が具体的かつ明確となり、規定解釈について各国の種々の時効ルールの介入を最小限とする制度設計になっている²⁰⁾。

③ CISGとの調整

CISGと時効条約が同じ国際物品売買契約に適用されるように調整した²¹⁾。それによりCISG締約国が時効条約に加入しやすくしている²²⁾。

④ 柔軟な対応

時効条約は条約というハード・ロー形態をとっているため、締約国の裁判所はこれに拘束されるが、一方当事者は明示の合意により時効条約を排除することが可能である。CISGでも同じような柔軟な対応規定があるため、条約といっても最終的に当事者の自治に委ねているので、実際上の強制力なく、インパクトは少ないという批判もある²³⁾。同じことは時効条約にも当てはまる。しかし当事者に対して時効条約が気に入らなければ排除して、従来通り国内法適用できるという選択肢を提示することで、利害関係者から理解を得やすくしており、国が条約に加入の承認を議会に求める際、承認が得やすくしている²⁴⁾。

18) 時効条約では、法的手続は「裁判、仲裁及び行政上の手続を含む」と定義されている（第1条(3)(e)）。本稿では法的手続をこの意味で使用する。

19) 公式注釈「序 本条約の目的」1.39頁。このままだと時効条約はコモンロー上の出訴期間に近い考え方のような印象を受けるが、後述⑥の通り、権利自体の消滅に関する実体法のものか、出訴期限に関する手続法上の問題か、という法性決定問題には踏み込まないことにしている（曾野ジュリストNo.912 94頁）

20) 公式注釈 Introduction: Objective of the Convention パラ6

21) CISG起草過程ですでに採択されていた時効条約との整合性維持の努力がなされていたため、1980年議定書での修正は実際上極めて少なかったとされる（曾野ジュリストNo.912 93頁）。

22) Enderlein, Introduction P.394

23) Sandeep Gopalan, "A demandeur-centric approach to regime design in transnational commercial law", 39 Geo. J. Int'l L. 327, 329-330；齋藤彰「国際的な私法統一条約をめぐる幻想と現実—ケープタウン条約航空機議定書とウィーン売買条約の起草過程を素材として その2：ウィーン売買条約の起草過程を素材として」（2009年国際商取引学会報告）

⑤ 国際的効果

ある締約国で提起された法的手続の効果は、同一の請求について他の締約国でも同様の効果を持つ。これにより他の締約国でも時効が完成しないよう法的手続を重複してとる必要はなくなる。これは最も重要な時効条約加入のメリットの一つであろう。

⑥ 現実的な対応

時効期間満了の効果として、実体法上の権利自体の消滅となるとする考え方と、手続法上の出訴できなくなるとする考え方の間で決定的な対立がある。しかし本条約では、時効期間は実体法上の問題か、手続法の問題かの位置づけをせず、期間満了により当事者が相手に請求できなくなる時点はいつかという問題に焦点を当てて規定することで面倒な国際私法上の問題が起きることを回避している²⁵⁾。このように時効条約では、理論的な整合性よりも、無用な紛争を避けるために統一性を重視した現実的な対応をしている。

5. 適用範囲

時効条約第1条から第7条までは、この条約の適用範囲を規定したものである。多くの点でCISGと共通である。

(1) 時効条約が対象とする請求権

第1条(1)は次のように規定する。

「この条約は、国際的物品売買契約から又はその違反、解消若しくは無効に関連して発生する売主及び買主相互間の請求権が、一定の期間の満了によって行使し得なくなる時点を定めるものとする。この期間を、以下においては「時効期間」と呼ぶ」

本条約の特徴のところで述べたように、売主・買主がお互いに持つ請求権のみを対象とし、第三者との間で発生する請求権を除外することで対象を限定する²⁶⁾。

24) ABA 報告書596頁では、オプト・アウトできることが第一の理由に挙げられている。

25) 公的注釈Introduction: Objective of the Convention パラ4；ABA 報告書586頁

26) ただし第18条(1)、(2)では第三者への効果を問題にしているのもので、第三者とは全く無関係というわけではない。

そのため日本で議論されているような時効の援用権者の範囲などは問題にならない。時効期間を表す用語として、制度により異なった意味を持つ伝統的な用語の使用をせずに limitation period²⁷⁾ という用語を充てていずれの法体系を採る国においても受け入れやすくしている。

CISGでは契約の有効・無効の問題は適用の範囲外である(CISG第4条(a))。しかし時効条約では売買契約に関して発生する売主・買主相互間の請求権すべてを対象としており、これには契約の無効に関する請求権も含む。その理由はこれらの請求権を時効条約の対象外とすると、同じ契約に関する請求権でありながら、国内法と時効条約に定められたばらばらな時効期間が適用される結果となる。それでは時効期間を短期に一本化した趣旨に反し妥当ではないからである²⁸⁾。従って詐欺・強迫による契約の無効の請求については時効条約が適用される。しかし不法行為を理由とする請求権は、契約に関連して発生するものでないので、CISG同様、時効条約の範囲外である。

(2) 除斥期間

請求権の取得又は行使、契約の取消や解除の要件として、一定期間内(これを除斥期間という)に通知、その他の行為を行うことが要求されることがある²⁹⁾。除斥期間と時効期間とを区別する基準について日本の民法の教科書などで色々説明されているが³⁰⁾、必ずしも明確ではなく、国によって取扱いが異なる。時効条約は法的手続が認められる期間に対象を制限したため、除斥期間については範囲外とした(第1条(2))。その結果、契約で短期の通知期間を権利取得・行使の要件と規定した場合、私的自治原則によりそれが認められる限り、実質的に時効期

27) 公式注釈第1条 パラ1

28) 但し妥協として第35条の留保(本条約を契約無効訴訟に適用しない)が挿入された。UNCITRAL Year Book Volume III: 1972 Supplement (A/CN.9/SER.A/1972/Add1; P.4-P.13)

29) 例えば、契約不適合を主張する2年間の期間制限(CISG第39条および第44条)、瑕疵担保等の請求通知期間(日本民570条、商526条)、あるいは、契約取消・解除の為の通知期間(CISG第49条(2))などの形成権取得・行使要件としての期間制限などがこれにあたる。

30) 例えば内田貴『民法I 第4版』(東京大学出版会)336頁。時効と除斥期間の法的な取扱いの相違点としては、通常、中断や停止適用の有無、援用の要否、起算点の相違、放棄の可否、遡及効、確定判決による期間の伸張の可否などが挙げられる。

間を短縮すると同様の効果が得られることとなった³¹⁾。時効条約は後述のように当事者が時効期間を短縮する合意は原則的に認めていないため、このような厳格な時効条約の態度は、広く当事者による時効期間の変更を認めようとする最近の世界の時効法の流れに反していると言えるかもしれない。しかし契約で短い通知期間を規定することで、同じ効果を実現することができるので、実務上は問題はなからう³²⁾。

(3) 国際私法準則による条約の適用要件の拡大

改正前の1974年条約では、両当事者がそれぞれ締約国に営業所を置く場合のみ時効条約が適用され（旧第3条(1)）、また、明文で国際私法を排除するなど、国際私法に対して敵対的であった（旧第3条(2)）。ULIS（Convention Relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods 1964 ハーグ統一売買法）も同様に国際私法に対して敵対的に対応していたため、各国で警戒心を引き起こし、ULISが失敗した原因の一つとも言われている。CISGではそれを見直し、国際私法準則の助けを借りてCISGの適用要件を広げまたCISGの足りない部分を補充した³³⁾。CISGに合わせて時効条約も1980年議定書により旧第3条(1)を改正し、国際私法に敵対するのではなく、その助けを借りることで適用を拡大した（第3条(1)(b)）。また締約国が加入の際、第3条(1)(b)の排除宣言をすることができる（第36条 bis）³⁴⁾。

(4) 当事者による時効条約の排除

時効条約は、第4章「本条約の目的と特徴」で述べた通り、CISGと同じように、条約形態をとっているが、当事者による排除を認め、柔軟な対応をしている。但し、CISGでは契約当事者による黙示の条約適用排除および規定の適用制限、効力変更は認められるが（CISG第6条）、時効条約では明確性を重視し、明示の排除のみ認め、黙示の排除を認めない。例えば両当事者の営業所がそれぞれ締約国

31) 時効期間の延長の合意については、いったん時効期間が開始した以降であれば債権者が書面により宣言することで可能である（時効条約第22条(2)）。

32) ABA 報告書588頁

33) CISG第1条(1)(b)、第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条(2)

34) 米国、チェコスロバキア（現在はチェコとスロバキア）はCISGと同趣旨で時効条約第3条(1)(b)の排除宣言をしている。

にあって、非締約国の法を準拠法として選択しただけでは、時効条約排除かは明確でない故に、時効条約は排除されない³⁵⁾。しかしこの場合 CISG の適用は排除されるから、両条約の適用に食い違いが出ることになる。また変更の合意については、時効条約では原則的に禁止されている(第22条(1))³⁶⁾。ただし時効期間が開始された場合、書面で延長合意は可能である(同条(2))。

(5) 適用除外の契約及び取引

CISG 第2条から第5条とほとんど同様の規定が時効条約第4条から第6条まで規定されており、CISG となるべく同じ取り扱いにすることが意図されている。中でも消費者売買契約、および死亡・身体傷害にかかる製造者責任の除外が重要である。これらの場合通常の商業的な請求権と同じ時効に服させることは適切でないからである³⁷⁾。

6. 時効期間の統一

時効条約では時効期間は単純に4年間の短期に統一し、更なる短期消滅時効を加えなかった³⁸⁾(第8条)。世界各国の普通時効期間は6ヵ月から30年まで様々である³⁹⁾。日本民法では請求権毎に複雑な短期消滅時効が規定されている⁴⁰⁾。各国

35) Enderlein 注釈第3条 [4]

36) 第22条の公式注釈には書いてないが、曾野ジュリスト No.912 92頁で、時効条約は事柄の性格上その規定のほとんどが強行規定であると言っている。これについての問題は後述する。

37) 公式注釈51頁

38) 草案では2年の短期時効も検討されたが、4年に加えて短期時効は不要という見解が大勢を占めた(Enderlein 注釈第8条 [2])。

39) 改正前のフランス民法、改正前のドイツ民法、オーストリア民法などはローマ法の影響で30年の時効期間、米国のUCCは時効条約と同じく客観的起算点から4年の時効期間、イギリス法では、単純契約に基づく訴訟は訴訟原因が発生してから6年、捺印証書に基づく訴訟は12年、ドイツ改正民法では、二重期間で主観的起算点から3年、客観的起算点から10年、フランス改正民法でも二重期間で主観的起算点から5年、客観的起算点から20年、中国民法通則では二重期間で主観的起算点から2年(質量不合格品などの売買などは1年)、客観的起算点から最長20年、スイス債務法、日本民法、韓国民法、改正ベルギー民法などは客観的起算点から10年、ケベック新民法では訴権発生時から3年、ユニドロア国際商事契約原則では、二重期間で主観的起算点から3年、客観的起算点から10年、ヨーロッパ契約原則では、客観的起算点(實際上主観的起算点)から3年、上限10年などがある。短期消滅時効なども様々である。

の時効期間が異なることが最大の不安定要因であることから、時効条約で時効期間を合意できたことは、私法統一面で重要な成果である⁴¹⁾。しかし時効期間のみを取り出して論じてみてもあまり意味がない。時効条約でも4年と合意するにあたり、単なる期間だけでなく、起算点、更新、延長、変更などを考慮して決められた⁴²⁾。これらの関連の時効ルールについて期間と共に総合的に検討する必要がある。その意味で時効条約が時効期間のみならず時効ルールについても統一したことは、国際的な取引をする事業者にとり大変大きなメリットである。これが時効条約に加入すべきとする筆者の最大の提案理由である。

「時効研究会」の金山直樹慶應大学教授が言うておられるように⁴³⁾、時効期間の決め方に絶対的な基準があるわけではない。しかし欧州でも普通時効が短期化の方向に向かっており、特に最近では3年（ドイツ）から5年（フランス）の間が標準化しつつある。時効条約でも3年から5年の間の期間が合意され、結局4年に決まったと言われているが、面白いことに日本の債権法改正提案でも、3年から5年の間で短期普通時効期間を合意することが提案されている。時効条約では格別の根拠があって4年を決定したわけではないようである⁴⁴⁾。米国UCCは時効条約と同じ4年が時効期間となっているが、その根拠として、1987年版UCCではこれが通常の実務での記録保存期間であると説明されている（87年UCC 2-725注釈）。また2004年版UCCでは現代の実務上の慣行とされている（04年UCC 2-725注釈）。各企業は通常、文書保存規定を定め、極めて多量の様々な重要書類の原本を一定期間又は永久に保存しているが、保管の管理、場所を含め相当な負担である。国際物品売買契約についても、極めて大量の取引が行われて

40) 日本でも民169条から174条まで短期消滅時効が1年から5年まで規定されており、また商522条には商事消滅時効5年の規定がある。「時効研究会」などはこれらを区別する根拠を合理的に説明できないとして強く批判し、それが改正提案の強い理由となっている。

41) 前述の4.①参照。Enderlein注釈第8条 [1]

42) 公式注釈54頁。しかし同時に起草段階で、まず3年から5年が適切だと合意され、その後中間をとって4年になったという経緯も説明されている。確かに起草過程での報告（A/CN.9/50 Annex1 第6条）では、1971年の暫定条約案で「3年又は5年」とされているが、各国政府・国際機関への質問状の回答内容を検討し、1972年条約案（A/CN.9/70 Annex1 第8条）で妥協案として4年が提案され、これが受け入れられた。

43) 金山直樹「時効法の課題」『消滅時効法の現状と改正提言』（NBL No.122）7頁

44) 公式注釈第8条 パラ1及びパラ2

おり、これらの取引の記録を長期間保存することは確かに重い負担となることから、一定期間が過ぎた取引については、関係書類を廃棄処分している。ただし事業者は税務当局による税務検査の遡及期間は文書を保存しているため、税務検査対象文書と重複する限りでは、時効を理由とする文書保存それ自身大きな負担とは言えない。筆者の実務時代の経験では多くの国で税務検査に应付するために最低4年程度は文書保存が必要であった。しかしながら、将来ITが進展し、事業者が証拠書類をハードの文書の形式でなく、システムの中に永久保存されている再生可能な書類が証拠として認められることになれば、書類保存の負担は問題にならなくなり、時効期間に対する考え方が変わってくる可能性がある。これ以外に時効期間に関連して、国際物品売買取引の当事者は一般的に迅速に行動することが要請されていることが指摘できる⁴⁵⁾。それが可能であるのに迅速に行動しなかった場合、制裁を受けても仕方がないという考え方もあろう。これらの理由から、時効条約の4年は合理的な期間であると考えられる。また起算点が異なるが、今審議されている日本の債権法改正において短期4年が採用されれば、心理的に時効条約に加入しやすくなるかも知れない。

7. 起算点

起算点については、時効条約はかなり具体的に記載してある。基本的な起算点は「請求権が発生した日」(on the date on which the claim accrues)で、単純で客観的な起算点である⁴⁶⁾(第9条)。更に第10条以下で、その原則を契約違反、物品の瑕疵、詐欺などについて具体的に補足する仕組みになっている。契約違反(breach of contract)を理由とする請求(第10条(1))については、「当該違反の生じた日」(on the date on which such breach occurs)が起算点で、これにはす

45) 例えば法定の義務としては、CISGにおける買主の実行可能な限り短い期間での物品の検査義務(CISG第38条(1))、契約不適合について合理的期間内(最長2年以内)の通知義務(同第39条(2))、国際海上物品運送法上における荷受人の3日以内の通知義務(同法第12条(1))、運送人の責任についての1年の除斥期間(同法第14条(1))、契約上の義務としては海上貨物保険証における速やかな通知義務、不可抗力条項での通知義務、クレーム通知条項など、実務上迅速に対応することが当然となっている。

46) 1条(2)の通知要件および仲裁裁定を待つて初めて請求権が発生するという要件のついた契約条項(Scott-Avery条項という)があっても、これを無視して時効は開始する。

すべての契約違反・不適合が含まれる。ただし、物品の瑕疵、その他契約不適合も契約違反であるが、これらを理由とする請求 (a claim arising from a defect or other lack of conformity) については「物品が買主に現実に交付され、またはその提供が買主によって拒絶された日」(on the date on which the goods are actually handed over to, or their tender is refused by, the buyer) という特則が適用される。詐欺等を理由とする請求 (a claim based on fraud) については (CISGの範囲外である)、「詐欺が発見され又は発見され得るのが相当であった日」という準主観的起算点となっている。また物品に関する保証を理由とする請求については「売主に対する請求の基礎となる事実の通知日」という発信主義を採用した。もし、保証期間満了後に通知が可能でありながら保証期間満了前に通知がなかった場合は「当該保証期間の満了日」である。契約準拠法の下で履行期前の契約解除を宣言し得る権利行使を理由とする請求 (例えばCISG第72条) は「当該宣言が相手方になされた日」が起算点である。もし履行期前になされなかったときは、「履行期が到来した日」が起算点となる。分割履行の契約における違反を理由とする請求については、それぞれの分割部分については「個々の違反が生じた日」が起算点となる。契約の解消を宣言でき、その権利を行使する場合 (CISG第73条(2)(3))、すべての関連する分割部分については「解消宣言が相手方に対してなされた日」が起算点である。

このように詐欺の場合は別として、4年の時効期間は客観的起算点から始まることになっている (但し10年が最長限度)。日本の債権法改正提案や、改正ドイツ法、改正フランス法などに見られるように、主観的起算点からの短期縮減時効と客観的起算点からの長期消滅時効の組み合わせという最近の傾向とは少し異なっている。この4年はかなり短期であり、債権発生原因を知らずまた債務者を知らないにもかかわらず客観的起算点から時効が進行することになるのは、あまりに債務者保護に傾き過ぎており、債権者には不利でないかという議論もありうる。しかし、時効条約は国際物品売買取引に対象を限定しているので、債務者を知らないことはあり得ないし、知識も経験もある企業が当事者であるのがほとんどであり、前章で説明した通り当事者は迅速に行動することが求められていることから、請求権が発生しているのに気がつかないということも考えにくい。また

通常は契約条項で履行期や通知期間など、十分な保護規定を入れている。何より多くの外国当事者と大量の売買契約をする当事者にとり、客観的で明確な起算点に基づく4年間の計算ができる方が望ましいであろう。従ってこの客観的起算点から4年という期間は短くはなく、必ずしも債権者保護に欠けるといわけではない。

この問題は、次章以下で検討する債権者保護のための時効期間の進行停止、更新、延長など時効期間の進行障害制度と併せて検討する必要がある。

8. 時効期間の進行の停止

時効条約では、債権者が裁判手続や仲裁手続を開始した場合、または既に開始されている裁判手続や破産・会社更生手続等で自己の請求権の主張をした場合、時効期間の進行は「停止」(cease to run)する(第13条から第15条)。実体判断について確定判決や仲裁裁定が出された場合、後はその執行手続の問題となるため、時効条約の適用外としている(第5条(d))。時効条約が規律するのは当事者間の国際売買から生じてくる請求権を行使するために法的手続が開始できる期間を定めるものなので⁴⁷⁾、時効条約で定めることは困難と判断したためである。しかし法的手続が開始後実体判断を伴わず却下された場合はどうなるであろうか。債権者保護のための制度としては、一般的には(i)時効期間は中断するが、却下されたら再開する(大陸法諸国)、(ii)時効期間は中断せず進行するが、一定期間以内に債権者は同じ請求権に基づき新しい訴訟を提起できる(米国UCC 2-275)というものがある。しかし時効条約は、第三の道、即ち「停止」⁴⁸⁾という制度を選択した⁴⁹⁾。これによると時効期間は再開しないことが原則だが、却下の場合、時効期間は進行していたとみなす擬制(第17条(1))をすることになる。これは

47) 時効条約第1条(1)

48) Enderlein注釈第13条[3]

49) 日本民法では、本文で説明したように「中断」(時効条約では「更新」となる)としているが、取下げ・却下の場合は、遑って中断の効力がなくなるので、時効は進行していたことになり、その点では時効条約と同じ第三の道であるが、時効条約と異なり完成停止はない。そのため日本の債権法改正提案では、6か月か1年(時効条約と同じ)の完成停止を提案している。

債権者がむやみに提訴を繰り返すことで、時効期間が延長されることから債務者を保護するものである。一方、債権者が改めて法的手続をとることができるように手続終了から1年間の猶予を与え、債権者を保護する（第17条(2)）⁵⁰⁾。1年間というのはかなり長いような気がするが、国際取引においては改めて法的手続きをとるのは時間と手間がかかることから債権者保護としては妥当であろう。日本民法では裁判上の請求があった場合の時効障害は「停止」でなく、いきなり「中断」が発生する⁵¹⁾。「中断」はそれまで経過した期間を無意味なものとし、新たな時効を進行させるものである（時効条約では「中断」という用語は使用せず、後述の「更新」という用語を充てている⁵²⁾）。日本民法では、請求の取下げ又は却下の場合は、遡って中断の効力を失わせるので、請求時ではまだ時効の中断が確定していないとして「不確定的中断」と言われる。しかしこのような構成は実態と合わず分かりにくいとして従来から批判が強くあり、債権法改正提案では、請求または申立段階では「中断」でなく「進行の停止」とする⁵³⁾。

債権者保護の考え方は、連帯債務者への法的手続の開始の場合の他の債務者への効果、及び、転買人からの買主への法的手続の開始の場合の買主から売主への求償権への効果に表れている。時効条約では、他の当事者への時効期間内に書面で通知することを条件に、前者について、他の連帯債務者への時効期間の進行停止の効果認め、また後者では、買主から売主への求償権請求の時効期間の進行停止の効果認めている（第18条）。国際的効力の問題と同様に、この条約規定がない場合、債権者は時効期間を停止させるために複数の国で同時に法的手続をとることを余儀なくさせられる可能性があり、その負担は非常に大きいことになる。

50) ABA 報告書590頁から591頁

51) 民147条①

52) 日本の債権法改正提案でも、「中断」という用語の使用は止めて時効条約と同じ「更新」という用語の使用を提案している（3.1.3.51）。しかし更新というのは、通常期間が満了した後の更新という意味にとらえられやすいという批判もある。従って「時効研究会」提案では現民法と同じ「中断」という用語を使用している。個人的には「中断」の方が良いのではないかと思われる。

53) 債権法改正提案では、債権の存在が確定しないで手続が終了した場合、時効期間の進行が再開するとしている。

ところで、時効条約は、当事者の交渉を時効の障害事由にしていない。これは日本民法と同じである。しかし近時は交渉を時効障害事由にしているところが増えている。債権法改正提案では、これを「進行停止」事由の一つとして、交渉終了から一定期間の猶予が与えられることを提案している。もしこれが認められない場合、債権者としては交渉中又はその直後に時効完成を阻止する措置をとらねばならないことから、交渉開始を時効障害事由と認めることに実際的なメリットがある。しかし交渉とは何か、その開始時又は終了時がいつかということが必ずしも明確でないし、また法的手続をとった後に交渉が始まることは国際取引では良くあることから、これを認めなくとも問題はなかろう。

9. 時効期間の更新

時効期間が進行を止め、その時点から新たな時効期間が開始することを「更新」という⁵⁴⁾。時効条約では、法的手続以外の行為⁵⁵⁾と債務の承認の場合に更新が認められる(第19条と第20条)。

前者について、時効条約は債務者が営業所を有する国で、債権者が催告などを行い、それがその国の法の下で、時効期間の新たな進行をもたらすとされている場合に更新となる。しかし、時効条約の4年に代えて当該国の別の時効期間を適用するものでない。また後者について、時効期間満了前に自己の債務を書面で承認した場合、更新となり承認の日から新たな時効期間が開始する。利息を支払った場合、または債務の一部を履行した場合は承認と推定される。但し、債務を承認していると合理的に推認できる場合に限る。

10. 時効期間の延長

債権者が支配を超えた状況により、法的手続その他時効期間の進行の停止手続が妨げられた場合(可能な手段を尽くす必要があるが⁵⁶⁾)、時効期間の「延長」が認められる(第21条)。支配を超えた状況とは、CISG第79条に実体法規定が

54) 「更新」は、日本民法では、前述の通り「中断」という。

55) 催告がこれに当たる。公式注釈69頁から70頁

56) Enderlein注釈第21条 [3]

ある。特定の法体系の下で意味を持つことを懸念して、敢えて「不可抗力」という用語は避けている。債権者自ら引き起こした場合または発生を回避又は克服できる場合は勿論対象外となる。このような状況が消滅した日から、1年経過するまで時効期間が延長される。但し第23条の最長期間10年を超過してはならない。日本民法でもこのような場合、2週間の完成停止が認められるが⁵⁷⁾、この2週間というのは国内の取引についてもあまりに短いため、「時効研究会」の改正案では6カ月の完成停止を提案している⁵⁸⁾。国際物品売買については、2週間で法的手続をすることは困難であり、この点について日本法を適用するのは適当ではない。

11. 時効と合意

時効条約は合意による時効期間の変更については原則認めない（第22条）⁵⁹⁾。しかし時効期間が開始された後であれば、書面による債権者に対する債務者の宣言により例外的に時効期間の延長が認められる。また更に仲裁の場合に限り、条約規定より短い制限期間内に仲裁を開始すべきとする売買契約の規定は有効である。ただし、その条項が、売買契約の準拠法の下で有効な場合に限る（同条3）。日本の民法では、時効制度の公益性と時効の利益は放棄できないとする民146条を根拠として、消滅時効の完成を困難にする当事者の合意は認められないが、時効の完成を容易にする合意は、一定の範囲で有効と解釈されている⁶⁰⁾。一方近年の各国の立法や国際契約準則などは、時効期間を短縮する合意も延長する合意も正面から認める傾向にある。債権法改正提案でも、事前に合意による債権時効の起算点と期間を短縮又は伸長する変更ともに認めている。しかし完全に当事者の自由に任せるわけではなく、合意により設定できる最短期と最長期を定める。これはドイツ改正民法やフランス改正民法などと同じ流れの中にある。時効も私益に関わる制度で当事者の合意による適切な利益調整が図られるべきであるという制

57) 民161条で、天災その他避けることのできない事象のため時効を中断することができないとき、完成停止が認められる。

58) 債権法改正提案では特に期間についての具体的提案はない。

59) 時効は強行法としての性格が強いという理解が背景にある。

60) 内田貴、前掲334頁

度認識と、時効期間の短縮化と単純化によりその必要性が増してきたことが背景にある。一方国際取引では、異なった法的な状況の中で、必ずしも多くの外国企業と大量の取引が行われていることから、効率的で画一性処理が求められる。従って当事者の予測可能性を高める安定的な制度が重要である。通常当事者が時効期間や起算点まで個別契約で合意することはまれである。また個別に合意するとすれば、色々な要素を加味して交渉する必要がある、当然当事者の力関係によっても異なることから、結果がどうなるか分からない。国際売買の当事者から見ると、時効期間や起算点について個別事情に合わせて合意できるとする柔軟性よりも、むしろ単純明快で公平な内容であれば、双方の当事者が受け入れざる得ない強行法である統一時効法の方が望ましいのでないかと考える。

12. 時効の援用

時効の援用をめぐる法的位置づけについて日本では、援用を時効の効果発生の要件とする考え方と、一定期間の経過のみにより時効の効果が生じるが、訴訟手続において時の経過が当事者のいずれかにより主張されれば足りるとする考え方がある。時効条約は法的手続において当事者が援用した限り時効期間の満了が考慮されることから（第24条）、後者の考え方に近いと思われる。従って法廷は職権で時効期間の満了を判断することはできない。その理由として公式注釈では、時効の進行開始から満了までの時点確定に必要な多くの事実は当事者のみが知っており、証拠から明白でないことが多いこと、裁判官の中立の原則に反する場合があること、多くの場合時効が援用されるから問題ないことが指摘されている⁶¹⁾。しかし、裁判官が釈明権を行使することについては、法廷地の手続法で許されている限り否定していない⁶²⁾。しかしながら、外交会議において、時効は公序に係る問題であって当事者の裁量に委ねるべきでなく、法廷が職権で採り上げるべきであるという強い主張をする国があったため、それに配慮して第24条の規定の適用を強制されない旨の留保宣言を認めた（第36条）。

61) 公式注釈第24条 パラ1

62) 公式注釈第24条 パラ1

13. 時効期間満了の効果

時効期間満了の効果については、実体法上の問題として扱い、権利の得喪を生じるとする国もしくは契約の履行請求に対する拒絶権が与えられるとする国がある（この場合準拠法が重要である）。一方、手続法上の問題として扱い、訴えの提起を認めないとする国がある（この場合裁判管轄地が重要である）。このように単に時効期間の長さのみならず、時効期間満了の効果についても国によって取り扱いが大きく異なり、時効条約の適用がない場合、当事者は予測できない不安定な地位に置かれている。

時効条約は、時効期間の満了後に開始された法的手続において、相手の請求に対する抗弁または相殺として自己の請求権を主張する以外、いかなる請求権も承認されず、または強制されないとする⁶³⁾。ここでは権利の得喪という構成をとっていないことに注目される。日本の債権法改正案では、権利の得喪と履行請求拒絶という二案が提案されており、前者が採用された場合、国内の時効の効果と時効条約の効果との間で食い違いが出てくるが、後者が採用された場合は時効条約と親和的である。

14. 期間満了後の履行

時効期間満了により債権の消滅という効果を生じるとする国（日本はこの中に入る）の場合、時効期間満了後に債務者が債務履行した場合、債権者は不当利得になり、返還しなければならないとするのが自然の帰結であろう。しかし、債務者が時効期間満了を知っても知らなくても返還を請求できないとする国が多く、その理論づけには苦慮することになる。時効条約では、時効期間の満了は権利の消滅をきたすのでなく、自然債務のように救済が受けられなくなるだけであるから、極めてすんなり理解できる⁶⁴⁾。

15. 国際的効果

ある締約国で法的手続の開始又は終了した場合、その国において時効期間の進

63) 但し当事者が援用した場合に限り、法的手続において時効期間の満了を考慮する。

64) ABA 報告書593頁

行を終了させ又は延長させる効果をもたらす(第13条から第19条)。この場合、他の締約国でも同じ効果が認められるか否かは債権者にとって大きな問題である。もし認められない場合、他の締約国では時効停止にならないため、時効期間が満了する前に、重複して他の締約国でも法的手続をとる必要がある。その負担は非常に重い。第30条の規定により、他の締約国は、たとえ国内で同様の制度がなかったとしても、条約上の義務として、同じ効果を認め、それを確保する義務がある。例えば、法的手続が実体判断を伴わずに終了した場合は、時効条約では法的手続終了の日から少なくとも1年間の期間が債権者に保障されているので(第17条)、債権者が1年以内に他の締約国の法廷で法的手続をとった場合、法廷は時効満了を理由に拒否することはできない。またある締約国で催告に時効期間を更新する効果が認められる場合、他の締約国でそのような制度がなくとも、時効期間の更新を認めなくてはならない。第30条で認められる国際的効果の重要性が理解されるだろう。国際的効果が認められることも時効条約加入の大きなメリットである。

しかしこの国際的効果は締約国間でのみ認められ、非締約国での行為については締約国での国際的効果を認められない。修正議定書により第3条1(b)が新設され、非締約国に営業所ある当事者と締約国に営業所がある当事者の関係に対しても、国際私法の準則により締約国法が物品売買契約に適用される場合には時効条約が適用されることになった。その結果、非締約国での法的手続の効果が締約国で認められてしかるべきであったが、第30条は修正されなかった⁶⁵⁾。残念なことではあるが、しかし、本条の意義を損なうものではない。

おわりに

時効が問題となるのは、当事者間の紛争が裁判や仲裁に付託された場合である。相手方が時効を援用してきたため、訴えが却下される可能性があることが分かり、初めて時効の重要性を認識することになる。国際的取引に従事する事業者にとって紛争が裁判や仲裁に付託されることはまれであり、従って時効に関心を

65) Enderlein 注釈434頁

持つ者は極めて少ない。しかし、時効に対するアプローチ、時効期間や時効ルールは各国で著しく異なっていることから、どの国の時効法がどのように適用され、また時効の進行を止めるにはいつ、どこで、どうしたらよいか必ずしも明確でない。そのため当事者にとっては、時効は落とし穴になりかねない。しかし関係国の時効制度を調査したくても費用対効果からみて難しい。このような状況下、喫緊の課題として、UNCITRALが時効期間及び時効ルールに関する国際的な統一法を起草したもので、その結果、時効条約が採択され、既に発効するに至っている。今の日本の民法の時効規定の中には、国際物品売買に適用されるのは不適当なものがある（例えば商品対価についての短期消滅時効2年（民173条①）や、不可抗力による時効停止猶予期間2週間（民161条）など）。時効条約は国際物品売買取引に最も適した時効に関する私法統一法である。従って時効条約はもっと普及しても良いはずであると考ええる。しかし本文でも述べたように課題もある。第一に時効条約では比較的短い4年の時効期間の起算点が、国際的な流れとなっている主観的起算点（債権発生の原因および債務者を知った時）でなく、客観的起算点（請求権が発生した時）であることである。債権発生原因及び債務者を知らずに時効期間が進行することになり、酷でないかという批判が出てくる可能性がある。第二に予め当事者の合意による時効期間の短縮又は伸長が認められないことである。時効期間を単純化、統一化するなかで、当事者による利益調整としての合意を認めるべきという流れに反するのでないかという批判がありうる。二つとももっともな議論であるが、第一の点については、国際物品売買契約の当事者は知識も経験もある企業が前提になっており、債権発生原因及び債権者を知らないことは考えにくいこと、また多数の外国当事者と大量の物品売買契約をする当事者にとり、客観的で明確な起算点から4年間で計算できる方が望ましいことから、大きな問題ではなかろう。第二の点については、国際売買の当事者から見ると、単純明快で公平な内容であれば、双方の当事者が受け入れざる得ない強行法としての時効条約の方が望ましいのでないかと考える。従ってこれら二つのことは問題ではあるが、致命的な問題ではない。

この条約の対象となる国際物品売買契約はCISGが対象とする国際物品売買契約と略同じで、CISG加入国に時効条約への加入が期待されている。またCISGと

同じように万民法型の統一法であることから国内物品売買契約に適用される時効法に直接的なインパクトを与えず適用される。

今まで日本政府は、日本が経済的に貿易取引に大きく依存している立場であるにかかわらず、従来から国際的な私法統一の動きに対して、無関心ではないにしろ、自らは全く動かなかった。もっと積極的に行動してもらいたいと思う。時効条約にしても、同じCISGの締約国である韓国および中国にも働きかけ、是非これに加入することを共に検討してもらいたいと思う。